



認定申請のご案内

「こども誰でも通園制度」とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずに形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

こども誰でも通園制度を利用するためには、利用開始前に「乳児等支援給付認定」を申請していただく必要があります。

また、全国共通のこども誰でも通園制度総合支援システム（以下、総合支援システム）を使用して、利用予約等をオンラインで行います。

<利用の流れ>

①認定申請

以下のURL（もしくは2次元コード）から、認定申請してください。

<さいたま市ホームページURL>

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/012/p127567.html>

2次元コードはこちら→



②総合支援システムのアカウント発行

認定申請してから、**アカウント発行までに約2～3週間程度**かかります。認定後、総合支援システムから送付される案内メールより総合支援システムにログインし、こどもの情報（アレルギーや予防接種歴、健診での指摘等）を入力してください。



③初回面談予約

総合支援システムにログインし、利用したい施設に初回面談予約をします。面談日程調整のため、施設から直接ご連絡する場合がございます。

④面談

安全にご利用いただくため、施設でお渡しする重要事項説明書などをよくご確認ください。

⑤利用予約

面談後、施設での受入が確定した後に利用予約ができるようになります。
総合支援システムにログインし、利用予約をします。

- ・柔軟利用：利用者が必要なタイミングでスポット的に利用できる
- ・定期利用：毎週決まった曜日・時間帯で継続的に利用できる

利用方式は、施設ごとに異なるため、総合支援システム内の
施設の基本情報からご確認ください。



⑥利用

登園および降園時に、施設が提示する2次元コードを自身の
スマートフォンで読み込み、登園および降園時間を登録します。

利用後は、料金を施設にお支払いください。

変更・消滅申請

①で認定申請した内容に変更がある場合（例：氏名・電話番号等
の変更）、またはさいたま市外に転出した場合や保育所等に入所
が決定した場合は、さいたま市に申請が必要になります。詳しく
は、市ホームページをご確認ください。

総合支援システムの詳しい操作方法については、
総合支援システム内のお客様サポートにある
マニュアルをご覧ください。



HP

さいたま市 誰でも通園

検索

担当

さいたま市幼児政策課 誰でも通園係

電話 048-829-1865